

○農林水産省令第 号

農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第 号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる場合) 第三条 令第二十八条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、対象土地(法第十七条の二十五第二項第一号ロに規定する土地をいう。以下この条において同じ。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる)に限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる)と認められることとなる)に限る。) 一〇六 (略) 七 農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号)第一条第五号又は第七号から第九号までに掲げる法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合	(耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる場合) 第三条 令第二十八条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、対象土地(法第十七条の二十五第二項第一号ロに規定する土地をいう。以下この条において同じ。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる)に限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる)と認められることとなる)に限る。) 一〇六 (略) 七 農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号)第一条第五号、第七号又は第八号に掲げる法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者） 第十四条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第五号又は第六号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限り、第七号又は第八号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる）と認められることとなる。）とする。 一〇七 （略） 八 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第五号又は第七号から第九号までに掲げる法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合	（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者） 第十四条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第五号又は第六号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限り、第七号又は第八号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる）と認められることとなる。）とする。 一〇七 （略） 八 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第五号、第七号又は第八号に掲げる法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

附 則

この省令は、農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。